

住家被害認定に関する主な指摘事項

資料 4

	検討項目	主な指摘事項		
		水害	その他の災害	共通
総論的事項	①総論	○水害の被害認定は、地震の被害認定に比べ、判定が厳しすぎるのではないか。	○地盤災害等により居住のための基本的な機能を喪失しているものと認められる住宅は、損害割合の算定によることなく全壊と判定すべき。	○「災害の被害認定基準」においては、全壊とは「居住のための基本的な機能を喪失したもの」とされているため、悪臭等によりやむを得ず解体した住宅は、損害割合の算定によることなく全壊と判定すべき。
	①運用指針の構成	○混合被害（台風等の際に、物理的な外力による被害と吸水による機能損失の被害の両方が生じる被害）の場合の調査・判定方法がわかりにくい。	○竜巻による被害については、地震や浸水を想定した運用指針ではなく、その特殊性を考慮した新しい基準を設けて被害認定を行うべき。	

判定方法	② 部位別構成比	<p>○浸水被害の部位別構成比の合計を現行の70%から地震と同じ100%に引き上げるべき。</p> <p>○2階建て住宅の1階のみが浸水した場合には、床、壁等の構成比が全体の約半分であるため、損害割合がどうしても低く算定される結果となり、妥当ではないのではないか。</p>		○各部位の部位別構成比の値について見直すべき（基礎、床の構成比が低い、設備の構成比が低い又は高い等）。
	③ 損傷程度の区分	○浸水（水害）の損傷程度の区分が、いずれの部位についても、2区分しかない。より被害実態を適切に反映した認定が可能となるよう、この区分を増やすべき。		
	④ 損傷の例示	○浸水した住家の悪臭、カビの被害を損傷の例示に追加すべき。	○地震等による地盤被害を損傷の例示に追加すべき。	

調査方法	⑤調査・判定 フロー			<p>○被災後、自治体が被害認定調査を実施する前に、被災者が住宅を解体又は補修してしまった場合に、後日写真等により被害認定する方法を示すべき。</p> <p>○被災者の納得が得られない場合の取扱い等、どのような場合に再調査、再々調査を行うべきなのかについて考え方を示すべき。</p> <p>○被災者等による自己診断方式を活用してはどうか。</p>
	⑥住家被害 調査表			<p>○小千谷方式（DATS）のような時間のかからない被害認定調査の方法を導入することを検討すべき。</p>
	⑦応急危険 度判定等 との技術 的連携		<p>○応急危険度判定からり災証明書発行までを、一連の流れとして建築の専門家が一度に行えるような仕組みをつくれぬものか。</p>	